

オミクロン株に対応した新型コロナワクチンの接種体制確保について

1. 基本的な考え方

※赤字が更新部分

- 分科会では、オミクロン株対応ワクチン接種を予防接種法に基づく予防接種に位置づける方向で検討していくこととされた。
- 接種の実施やその対象者、接種間隔等の接種方法については、今後得られるデータや諸外国の動向等を踏まえ、引き続き審議する。
- 各自治体は、オミクロン株対応ワクチン接種を実施することとなった場合に備え、接種券や会場の手配等、準備を進めること。

2. 接種対象者について

- 現時点では、初回接種を完了した**12歳以上**の全ての住民を対象に実施することを想定して準備を進めること。

3. ワクチンの種類及び供給について

- 分科会では、オミクロン株と従来株に対応した2価ワクチンを使用することが妥当であるとされた。
- 薬事上の承認がなされれば、**9月から輸入を一部前倒しして**開始する見込みであり、**9月半ば過ぎには順次国内配送が可能となる予定**。

4. 接種の開始時期等について

- **9月半ば過ぎに前倒しで配送される2価のオミクロン株対応ワクチンについて、重症化リスクの高い等の理由で行われている4回目接種に使用するワクチンとして、まずは接種開始する。**
- **4回目接種の一定の完了が見込まれた自治体においては、配送ワクチンの範囲内で、その他の初回接種が終了した者（社会機能を維持するために必要な事業の従事者や年代別など）の接種へ移行する。**
- **これら以外の初回接種を完了した12歳以上の全ての住民に対する接種開始は、引き続き、10月半ばを目途に準備を進める。**
- 特例臨時接種の実施期間を**令和4年度末までの延長を想定して調整**している。

5. 予算について

- 体制確保に必要な費用については、引き続き、国が全額を負担する方針のもと、必要な予算については今後措置する予定。

6. 接種券の発送準備について

- **今年10月半ばを目途**として、初回接種を完了した全ての住民を対象に接種を開始することを想定して、接種券の発送準備を進めること。
- **まずは3回目完了者であって接種券未配布の者への配布を最優先で準備すること。**
- **従来ワクチンの4回目接種完了者については、接種時期が到来した際に接種可能となるよう、順次配布準備をすること。**
- **その他の者へ改めて配布する場合は、一律新規配布、申請方式による配布など、自治体ごとの柔軟な対応を行って差し支えないこと。**

7. 事務運用について

- 基本的には自治体向け手引き第5章「追加接種（3回目接種、4回目接種）」と同様の運用を想定している。